

## 高槻市 保育の利用選考基準

基本点数 (A・B) ※保護者いずれもの該当する区分の要件書類の提出が必要です。						
	大区分	中区分	小区分	父	母	
1	就労・就学 (職業訓練学校含む)	就労・就学	週40時間以上	30	30	
			週35時間以上	27	27	
			週30時間以上	24	24	
			週24時間以上	21	21	
			週16時間以上 (週3日かつ4時間/日を満たす)	18	18	
			週16時間以上 (週3日かつ4時間/日を満たさない)	16	16	
		就労予定・就学予定	週40時間以上	24	24	
			週35時間以上	21	21	
			週30時間以上	18	18	
			週24時間以上	15	15	
			週16時間以上 (週3日かつ4時間/日を満たす)	12	12	
			週16時間以上 (週3日かつ4時間/日を満たさない)	10	10	
		自営中心者			30	30
		自営協力者	販売等接客	24	24	
経理事務等	21		21			
個人事業主 (訪問販売、外交員、美容部員など業務委託を含む)			21	21		
内職	平均月収2万円以上	13	13			
2	出産	出産の前後	産前6週間 (多胎児14週間) ~ 産後8週間	18	18	
3	病気障害	保護者の入院		30	30	
		自宅療養	常時安静	24	24	
			軽度の家事	18	18	
		視覚・聴覚・言語障害の手帳1・2級/精神手帳1級		33	33	
		上記以外の身障手帳1・2級/療育手帳A/精神手帳2級		24	24	
身障手帳3・4級/療育手帳B/精神手帳3級		18	18			
4	看護等	入院付き添い	常時介護	24	24	
			その他	18	18	
		自宅介護	常時介護の付き添い	27	27	
			その他	18	18	
		通園	保護者同伴 (申込児以外の子が対象。週3日以上かつ1日4時間以上かつ月64時間以上)	30	30	
			その他	24	24	
5	災害	火災等による家屋損傷・その他災害復旧のため		30	30	
6	求職中			8	8	

ご本人以外の点数については、個人情報保護の観点より非公表としておりますので、予めご了承ください。

<次ページに続く>

調整点数 (C・D) ※条件に合致していても、必要書類の提出が無い場合は加点の対象外となります。					
内容			父	母	
加 点 ・ 減 点 ( C )	自営業で確定申告を専従者(103万以上)で申告している場合			+3	+3
	保護者が入所月中に産休・育休を終了し職場復帰する場合 ※雇用契約の継続必要 ※保育の実施対象は産後57日目から			+2×クラス年齢	
	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長が許容できる			▲100	
	保護者がともに通勤時間片道90分以上(本人申告欄及び就労証等の通勤経路欄より審査)			+1	
	常時保育施設に預けている(1日あたり4時間以上、週4日以上) ※育児休業期間除く			+4	
	一時保育に預けている(1日あたり4時間以上、週3日以下) ※育児休業期間除く			+2	
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合			+10	
	申込児童が、障がい者手帳を有している又は特別児童扶養手当を受給している			+4	
	保育料等を3ヶ月分以上滞納している			▲10	
	同居の者(65歳未満の直系親族に限る)が保育を行うことが可能な場合			▲2	
	待機	1年(12ヶ月)経過後に加点 ※求職・育休の場合、及び内定辞退・申込取下時はリセット(0ヶ月から再カウント)		+2×待機年数	
	生活保護受給世帯	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(注1)		就労・就学・求職要件での申込時	
		上記以外の世帯		就労・就学・求職要件での申込時	
	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(注1)	就労・就学・求職要件での申込時		+35	
		就労・就学・求職要件以外での申込時		+33	
	合計所得が右記以下(注2)	192万円以下(注3)		+4	
		266万円以下(注3)		+2	
	産休・育休に伴う退園	退園した児童本人が再入所申し込みする時 ※原則雇用契約の継続必要		+12	
		退園した児童の兄弟姉妹が申し込みする時 ※原則雇用契約の継続必要		+3×クラス年齢	
	転所・転園希望 ※他市町村からの転入予定者を除く	認可保育所又は認可認定こども園等に入所中である場合		▲6	
小規模保育事業、事業所内保育事業、高槻認定こども園分室(年度利用保育)、及び高槻認定こども園休日・一時預かり保育(定期利用)を利用中である場合		▲2			
加 点 ( D )	兄弟姉妹が現在第1希望の保育施設に入所している場合 ※第1希望の保育施設に対してのみ加点			+2	
	多胎児(双子等)が同時に申込をする場合(別園申込可、1人増えるごとに1点加算)			+2	
	1号認定こどもとして認定こども園を利用している児童が同一施設の2号を希望する場合			+150	
	地域型保育事業の卒園児童が当該連携施設を希望する場合(当初1次選考の優先枠に限る)			+100	
	高槻市内の小規模保育事業及び事業所内保育事業の卒園児童が保育所又は認定こども園を希望する場合(連携施設(枠)がない場合の経過措置として(注4))			+8	
	現在通っている施設が認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に移行予定で、引き続きその施設の利用を希望する場合			+8	
	現在通っている保育所等が移転・民営化・廃園を予定し、その児童が移転・民営化・廃園の対象である(公表後の入所者除く)			+8	
	保育士加点 ※保育士等の資格所持者かつ就労時間が週30時間以上の場合に限る	市内の2・3号認定子どもを受入れる認可保育施設等又は病児保育事業に勤務(予定含む)する場合		+10	
		市外の2・3号認定子どもを受入れる認可保育施設等又は病児保育事業に勤務(予定含む)する場合		+3	
		市内の幼稚園、企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室(年度利用保育)、及び高槻認定こども園休日・一時預かり保育(定期利用)に勤務(予定含む)する場合		+6	
市外の幼稚園又は企業主導型保育事業に勤務(予定含む)する場合		+1			

【同点の場合は次の順序により優先】

- ①保育所の希望順位の高い方
- ②兄弟姉妹が希望保育所に入所している方
- ③1号認定利用施設で利用(予定)がない方
- ④世帯の合計所得の低い方(課税情報が確認できない場合、不利となります)

注1 ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯の場合、父又は母の点数(基本点)にひとり親に関する調整点を加点します。

注2 生活保護受給世帯が就労・就学・求職の要件で申し込む場合を除きます(別加点の対象となるため)。

注3 転入者の市・府民税課税証明書等の未提出・市民税未申告などの理由で課税情報が確認できない場合、加点対象外となります。

注4 連携施設(枠)がない場合の加点(+8点)の経過措置期間は、国(厚生労働省)が設定した基準に従い、令和6年4月1日現在、令和6年度末(令和7年度4月利用調整)までとなっております。